

10月1日から、老人保健が変わります

① 医療受給者証が変わります。

お医者さんの窓口で支払う自己負担（1割または2割）に応じた医療受給者証になります。

対象者には、9月下旬に医療受給者証を郵送します。

以前のものは使えなくなります。ご注意ください。

② 老人保健でお医者さんにかかる時の対象年齢が変わります。

平成14年9月30日まで

70歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方

平成14年10月1日から

●昭和7年9月30日以前に生まれた方

→引き続き、老人保健で医療を受けます。

●昭和7年10月1日以降に生まれた方

→75歳になるまでは、現在の医療保険で医療を受けます。一部負担金は75歳以上の方と同じです。その場合、医療保険者から「高齢受給者証」が発行されます。

③ 病院窓口で支払う一部負担金が変わります。

<外 来>

かかった費用の1割を窓口で支払います。

一定以上の所得がある方は2割を支払います。

※外来の月額上限制、診療所の定額負担選択制は廃止されます。

<入 院>

かかった費用の1割を窓口で支払います。

一定以上の所得がある方は2割を支払います。

ただし、自己負担限度額（下表）までの支払いとなります。

④ 医療費が高額になったときの限度額が変わります。

1か月の医療費が高額になったときは、役場に申請すると、自己負担限度額を超えた分が後から支給されます。同じ世帯に老人保健でお医者さんにかかっている方が複数いる場合は、合算することができます。

<高額医療で合算できるもの>

医科・歯科・薬局・入院・外来の区別なく、少額の自己負担も含めて合算できます。ただし、入院時の食事代や保険のきかない差額ベット料などは合算できません。高額医療費の支給を受けるには申請が必要です。

役場住民課へ保険証、老人医療受給者証、領収書、印鑑、通帳番号のわかるものを持って申請においでください。

⑤ 所得に応じて負担が異なります。

詳しくは、下表をご覧ください。

= 所得区分と1か月の自己負担限度額 =

所 得 区 分		負担割合	自 己 負 担 限 度 額	
			外 来	（外来 + 入院）
一定以上の所得がある方 （現役世代の平均収入以上の所得がある方）		2割	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算した額 <small>（過去12か月に4回以上高額医療費の支給があった場合4回目以降は40,200円）</small>
一 般 の 方				12,000円
低所得者の方 （住民税非課税世帯等の方）	II 世帯員全員が住民税非課税の方	1割	8,000円	24,600円 <small>（※認定証が必要です。申請してください。）</small>
	I 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯の方			15,000円 <small>（※認定証が必要です。申請してください。）</small>

問合せ先 住民課 (TEL820-5604)